

矢吹町手数料条例に定める手数料 改正内容一覧

区分	改正前料金	改正後料金	備考	所管課
住所証明手数料	1件につき200円	1件につき300円		
印鑑証明手数料	1件につき200円	窓口交付 1件につき300円 コンビニ交付 1件につき200円		
住民票謄本等交付手数料	1通につき200円 住民票の謄本は、5人までを200円とし、6人以上10人までを400円とし、11人以上は600円とする。	窓口交付 1通につき300円 コンビニ交付 1通につき200円	人数ごとの料金加算を廃止	総合窓口課 (電話番号 : 0248-42-2114)
印鑑登録証交付手数料	1件につき200円 印鑑登録証の再交付は1件300円	1件につき300円 印鑑登録証の再交付は1件300円		
土地証明手数料	1件につき200円 土地は5筆をもって1件とし、これを超えるときは土地1筆を増すごとに40円を加算し徴収する。	1枚につき300円		
建物証明手数料	1件につき200円 建物は5筆をもって1件とし、これを超えるときは建物1筆を増すごとに40円を加算し徴収する。	1枚につき300円	土地・建物の件数が増えるごとに料金を加算していたものを、証明書の枚数ごとに料金を加算	
土地図面複写手数料	1筆につき200円	1枚につき300円		
公簿閲覧手数料	1件につき200円 1種類1回を30分をもって1件とする。ただし、図面は1枚1回をもつて1件とし、土地課税台帳は1納税義務者1回をもつて1件とする。	1件につき300円 種類1回を30分をもって1件とする。ただし、図面は1枚1回をもつて1件とし、土地課税台帳は1納税義務者1回をもつて1件とする。		税務課 (電話番号 : 0248-42-2113)
所得証明手数料	1件につき200円	1件につき300円		
課税（非課税）証明手数料	1件につき200円	窓口 1件につき300円 コンビニ交付 1件につき200円		
その他証明	1件につき200円	1枚につき300円	納税証明書、法人所在証明書、資産証明書等が対象	
地縁団体証明	1件につき200円	1件につき300円		まちづくり推進課 (電話番号 : 0248-42-2112)

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。

その他手数料 改正内容一覧

条例名	区分①	区分②	改正前料金	改正後料金	所管課
矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例	矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	総務課 (電話番号 : 0248-42-2117)
		複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
		電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	
		電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
矢吹町固定資産評価審査委員会条例の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料 矢吹町固定資産評価審査委員会条例	矢吹町固定資産評価審査委員会条例の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	総務課 (電話番号 : 0248-42-2117)
		複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
		電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	1枚 20円	
		電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 100円	1枚 200円	
矢吹町下水道条例	工事指定店登録手数料		1件につき5,000円	1件につき10,000円	上下水道課 (電話番号 : 0248-44-5152)
	工事指定店登録更新手数料		1件につき3,000円	1件につき5,000円	
矢吹町水道事業給水条例	設計審査手数料	50,000円未満	500円	1,000円	
		50,000円以上200,000円未満	1,000円	2,000円	
		200,000円以上500,000円未満	1,500円	3,000円	
		500,000円以上1,000,000円未満	3,000円	5,000円	
		1,000,000円以上	工事費の0.5%に相当する額	工事費の1.0%に相当する額	
	各種証明手数料		1件につき 200円	1件につき 300円	
	給水装置工事道路占用許可申請手数料	国道	1件につき 2,000円	変更無し	
		県道（農道を含む。）	1件につき 1,500円	1件につき 2,000円	

※改正後の料金は令和8年4月1日からの適用となります。